

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

トータルテック株式会社(以下「甲」という。)と甲の過半数代表者(以下「乙」という。)は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

対象となる派遣労働者の範囲

- 第 1 条 本協定は、派遣先で別表 1 に掲げる業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情が無い限り、本協定の適用を除外しないものとする。

賃金の構成

- 第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当、及び退職手当とする。

賃金の決定方法

- 第 3 条 対象従業員の基本給、賞与及び手当(第 2 条の掲げる賃金のうち、基本給、賞与、本条(三)及び(五)の手当を除く。以下同じ。)の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表 2 の地域指数を乗じた別表 3 とする。
- (一) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和 4 年 8 月 26 日付職発第 0806 第 1 号「令和 5 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という)に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」の業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある小分類を使用する。
- (二) 地域調整については、山口県、福岡県、佐賀県、大分県の派遣先で派遣就業を行うことから通達別添 3 に定める山口、福岡、佐賀、大分の指数を使うものとする。
- (三) 時間外労働手当、深夜・休日労働手当については、基本給、賞与及び手当とは分離し、第 5 条のとおりとする。
- (四) 通勤手当については、基本給、賞与及び手当とは分離し実費支給とし、第 6 条のとおりとする。

- (五) 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を別表3に定める額に5%を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）とする。

第4条 対象従業員の基本給、賞与及び手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。

- (一) 別表3の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
(二) 別表4の各等級の職務と別表3の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次の通りとすること。

3ランク：10年

2ランク：3年

1ランク：0年

- 2 甲は、第7条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積及び能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で追加の手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めに従い支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当については下記の条件にて支給する。

- (一) 公共交通機関（バス、電車など）を利用する場合

住居から派遣される事業所までの移動距離が20km以内は通勤に要する実費に相当する額を支給する。

但し、通勤経路及び交通機関は、運賃、通勤時間等の事情を勘案し、最も経済的かつ合理的で、会社が許可したものとする。

住居から派遣される事業所までの移動距離が20kmより遠い場合は、通勤手当に相当する額として、所定労働時間1時間あたり71円を支給する。

- (二) 自家用車を利用する場合

住居から派遣される事業所までの移動距離が20km以内は実費支給（ガソリン代のみ）

とし、この時ガソリン代については原則1kmあたり16円とする。

但し、社会情勢の変化に鑑みガソリン価格が大幅に変動した場合には別途協議の上、対応するものとする。

移動距離が20kmより遠い場合は、通勤手当に相当する額として、所定労働時間1時間あたり71円を支給する。

- (三) 徒歩もしくは自転車を利用する場合

通勤手当は支給しない。

賃金の決定に当たっての評価

第7条 基本給の決定は、1年毎に行う勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価することとし、その方法は給与規定第19条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、第4条第2項の追加の手当の範囲を決定する。

賃金以外の待遇

第8条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員の待遇と比較し不合理な待遇差が生じないものとする。

教育訓練

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「トータルテック社教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

その他

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

有効期間

第11条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。
本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和6年 4月 1日

【別表1】協定の対象となる業務

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
受付・案内事務員	1,074	1,236	1,355	1,376	1,449	1,579	1,966	1,217
電話応接事務員	1,150	1,324	1,451	1,473	1,551	1,691	2,106	1,298
総合事務員	1,054	1,213	1,330	1,350	1,422	1,549	1,930	1,174
医療・介護事務員	1,008	1,160	1,272	1,291	1,360	1,482	1,846	1,107
その他の一般事務の職業	1,136	1,308	1,434	1,455	1,532	1,670	2,080	1,307
銀行等窓口事務員	1,012	1,165	1,277	1,296	1,365	1,488	1,853	1,239
経理事務員	1,174	1,351	1,482	1,504	1,584	1,726	2,150	1,384
旅客・貨物係事務員	1,049	1,207	1,324	1,344	1,415	1,542	1,921	1,150
パソコン操作員	1,128	1,298	1,424	1,445	1,522	1,658	2,065	1,338
データ入力係員	1,090	1,255	1,376	1,396	1,470	1,602	1,996	1,244
その他の事務用機器操作	1,124	1,294	1,418	1,440	1,516	1,652	2,058	1,308
施設介護員	1,107	1,274	1,397	1,418	1,493	1,627	2,027	1,223
他に分類されないサービス	1,140	1,312	1,439	1,460	1,538	1,676	2,087	1,285
金属プレス設備	1,078	1,241	1,360	1,381	1,454	1,585	1,974	1,269
金属溶接・溶断設備	1,136	1,308	1,434	1,455	1,532	1,670	2,080	1,349
化学製品生産設備	1,124	1,294	1,418	1,440	1,516	1,652	2,058	1,355
化学製品製造工	1,100	1,266	1,388	1,409	1,484	1,617	2,014	1,283
パン・菓子製造工	1,073	1,235	1,354	1,375	1,447	1,577	1,965	1,226
かん詰・びん詰製造工等	989	1,138	1,248	1,267	1,334	1,454	1,811	1,097
食肉加工品製造工	1,101	1,267	1,389	1,410	1,485	1,618	2,016	1,241
保存食品製造工等	1,035	1,191	1,306	1,326	1,396	1,521	1,895	1,157
野菜つけ物工	1,023	1,177	1,291	1,310	1,380	1,504	1,873	1,116
木製製品製造工	1,071	1,233	1,352	1,372	1,445	1,574	1,961	1,250
印刷・製本作業員	1,090	1,255	1,376	1,396	1,470	1,602	1,996	1,271
プラスチック製品製造工	1,088	1,252	1,373	1,394	1,468	1,599	1,992	1,260
その他の製品製造等	1,087	1,251	1,372	1,392	1,466	1,598	1,990	1,238
一般機械器具組立工	1,143	1,316	1,442	1,464	1,542	1,680	2,093	1,397
被覆電線製造工	1,030	1,186	1,300	1,319	1,389	1,514	1,886	1,184
輸送用機械器具組立工	1,102	1,268	1,391	1,412	1,487	1,620	2,018	1,297
金属材料検査工	1,081	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979	1,267
窯業製品検査工	1,141	1,313	1,440	1,462	1,539	1,677	2,089	1,320
食料品検査工	1,079	1,242	1,362	1,382	1,456	1,586	1,976	1,204
木製製品・パルプ検査工等	1,025	1,180	1,294	1,313	1,383	1,507	1,877	1,121
印刷・製本検査工	1,029	1,184	1,299	1,318	1,388	1,513	1,884	1,148
ゴム製品検査工等	1,010	1,163	1,275	1,294	1,362	1,485	1,849	1,119
その他の製品検査の職業	1,064	1,225	1,343	1,363	1,435	1,564	1,948	1,215
一般機械器具検査工	1,120	1,289	1,413	1,435	1,511	1,646	2,051	1,332
電気機械器具検査工	1,065	1,226	1,344	1,364	1,437	1,566	1,950	1,230
製図工	1,200	1,381	1,514	1,537	1,619	1,764	2,197	1,530
フォークリフト運転作業員	1,158	1,333	1,461	1,483	1,562	1,702	2,120	1,272
陸上荷役・運搬作業員	1,199	1,380	1,513	1,536	1,617	1,763	2,195	1,342
倉庫作業員	1,142	1,314	1,441	1,463	1,541	1,679	2,091	1,272
荷造作業員	1,082	1,245	1,365	1,386	1,460	1,591	1,981	1,205
ビル・建物清掃員	1,056	1,215	1,333	1,353	1,425	1,552	1,934	1,137
その他の清掃の職業	1,200	1,381	1,514	1,537	1,619	1,764	2,197	1,362
製品包装作業員	1,027	1,182	1,296	1,316	1,385	1,510	1,880	1,115
その他の包装の職業	1,016	1,169	1,282	1,301	1,371	1,494	1,860	1,129
選別作業員	1,116	1,285	1,408	1,430	1,505	1,641	2,043	1,225
軽作業員	1,127	1,297	1,422	1,444	1,520	1,657	2,064	1,274
他に分類されない運搬等	1,106	1,273	1,396	1,417	1,492	1,626	2,025	1,251

【別表2】地域指数（通達に定める職業安定業務統計による地域指数）

山口	91.8
福岡	95.2
佐賀	87.7
大分	90.2

【別表3】比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額（福岡）

(円)

	一般労働者の平均的な賃金の額			左記に退職金を合算した場合の額 (+5%)		
	0年	3年	10年	0年	3年	10年
受付・案内事務員	1,023	1,310	1,504	1,075	1,376	1,580
電話応接事務員	1,095	1,403	1,610	1,150	1,474	1,691
総合事務員	1,004	1,286	1,475	1,055	1,351	1,549
医療・介護事務員	960	1,230	1,411	1,008	1,292	1,482
その他の一般事務の職業	1,082	1,386	1,590	1,137	1,456	1,670
銀行等窓口事務員	964	1,234	1,417	1,013	1,296	1,488
経理事務員	1,118	1,432	1,644	1,174	1,504	1,727
旅客・貨物係事務員	999	1,280	1,468	1,049	1,344	1,542
パソコン操作員	1,074	1,376	1,579	1,128	1,445	1,658
データ入力係員	1,038	1,329	1,526	1,090	1,396	1,603
その他の事務用機器操作	1,071	1,371	1,573	1,125	1,440	1,652
施設介護員	1,054	1,350	1,549	1,107	1,418	1,627
他に分類されないサービス	1,086	1,390	1,596	1,141	1,460	1,676
金属プレス設備	1,027	1,315	1,509	1,079	1,381	1,585
金属溶接・溶断設備	1,082	1,386	1,590	1,137	1,456	1,670
化学製品生産設備	1,071	1,371	1,573	1,125	1,440	1,652
化学製品製造工	1,048	1,342	1,540	1,101	1,410	1,617
パン・菓子製造工	1,022	1,309	1,502	1,074	1,375	1,578
かん詰・びん詰製造工等	942	1,207	1,385	990	1,268	1,455
食肉加工品製造工	1,049	1,343	1,541	1,102	1,411	1,619
保存食品製造工等	986	1,263	1,448	1,036	1,327	1,521
野菜つけ物工	974	1,248	1,432	1,023	1,311	1,504
木製製品製造工	1,020	1,307	1,499	1,071	1,373	1,574
印刷・製本作業員	1,038	1,329	1,526	1,090	1,396	1,603
プラスチック製品製造工	1,036	1,328	1,523	1,088	1,395	1,600
その他の製品製造等	1,035	1,326	1,522	1,087	1,393	1,599
一般機械器具組立工	1,089	1,394	1,600	1,144	1,464	1,680
被覆電線製造工	981	1,256	1,442	1,031	1,319	1,515
輸送用機械器具組立工	1,050	1,345	1,543	1,103	1,413	1,621
金属材料検査工	1,030	1,319	1,513	1,082	1,385	1,589
窯業製品検査工	1,087	1,392	1,597	1,142	1,462	1,677
食料品検査工	1,028	1,316	1,510	1,080	1,382	1,586
木製製品・パルプ検査工等	976	1,250	1,435	1,025	1,313	1,507
印刷・製本検査工	980	1,255	1,441	1,029	1,318	1,514
ゴム製品検査工等	962	1,232	1,414	1,011	1,294	1,485
その他の製品検査の職業	1,013	1,298	1,489	1,064	1,363	1,564
一般機械器具検査工	1,067	1,367	1,567	1,121	1,436	1,646
電気機械器具検査工	1,014	1,299	1,491	1,065	1,364	1,566
製図工	1,143	1,464	1,680	1,201	1,538	1,764
フォークリフト運転作業員	1,103	1,412	1,621	1,159	1,483	1,703
陸上荷役・運搬作業員	1,142	1,463	1,679	1,200	1,537	1,763
倉庫作業員	1,088	1,393	1,599	1,143	1,463	1,679
荷造作業員	1,031	1,320	1,515	1,083	1,386	1,591
ビル・建物清掃員	1,006	1,289	1,478	1,057	1,354	1,552
その他の清掃の職業	1,143	1,464	1,680	1,201	1,538	1,764
製品包装作業員	978	1,253	1,438	1,027	1,316	1,510
その他の包装の職業	968	1,239	1,423	1,017	1,301	1,495
選別作業員	1,063	1,362	1,563	1,117	1,431	1,642
軽作業員	1,073	1,375	1,578	1,127	1,444	1,657
他に分類されない運搬等	1,053	1,349	1,548	1,106	1,417	1,626

【別表3】比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額（大分）

(円)

	一般労働者の平均的な賃金の額			左記に退職金を合算した場合の額 (+5%)		
	0年	3年	10年	0年	3年	10年
受付・案内事務員	969	1,242	1,425	1,018	1,305	1,497
電話応接事務員	1,038	1,329	1,526	1,090	1,396	1,603
総合事務員	951	1,218	1,398	999	1,279	1,468
医療・介護事務員	910	1,165	1,337	956	1,224	1,404
その他の一般事務の職業	1,025	1,313	1,507	1,077	1,379	1,583
銀行等窓口事務員	913	1,169	1,343	959	1,228	1,411
経理事務員	1,059	1,357	1,557	1,112	1,425	1,635
旅客・貨物係事務員	947	1,213	1,391	995	1,274	1,461
パソコン操作員	1,018	1,304	1,496	1,069	1,370	1,571
データ入力係員	984	1,260	1,446	1,034	1,323	1,519
その他の事務用機器操作	1,014	1,299	1,491	1,065	1,364	1,566
施設介護員	999	1,280	1,468	1,049	1,344	1,542
他に分類されないサービス	1,029	1,317	1,512	1,081	1,383	1,588
金属プレス設備	973	1,246	1,430	1,022	1,309	1,502
金属溶接・溶断設備	1,025	1,313	1,507	1,077	1,379	1,583
化学製品生産設備	1,014	1,299	1,491	1,065	1,364	1,566
化学製品製造工	993	1,271	1,459	1,043	1,335	1,532
パン・菓子製造工	968	1,241	1,423	1,017	1,304	1,495
かん詰・びん詰製造工等	899	1,152	1,322	944	1,210	1,389
食肉加工品製造工	994	1,272	1,460	1,044	1,336	1,533
保存食品製造工等	934	1,197	1,372	981	1,257	1,441
野菜つけ物工	923	1,182	1,357	970	1,242	1,425
木製製品製造工	967	1,238	1,420	1,016	1,300	1,491
印刷・製本作業員	984	1,260	1,446	1,034	1,323	1,519
プラスチック製品製造工	982	1,258	1,443	1,032	1,321	1,516
その他の製品製造等	981	1,256	1,442	1,031	1,319	1,515
一般機械器具組立工	1,031	1,321	1,516	1,083	1,388	1,592
被覆電線製造工	930	1,190	1,366	977	1,250	1,435
輸送用機械器具組立工	995	1,274	1,462	1,045	1,338	1,536
金属材料検査工	976	1,250	1,434	1,025	1,313	1,506
食料品検査工	974	1,247	1,431	1,023	1,310	1,503
木製製品・パルプ検査工等	925	1,185	1,360	972	1,245	1,428
印刷・製本検査工	929	1,189	1,365	976	1,249	1,434
ゴム製品検査工等	912	1,168	1,340	958	1,227	1,407
その他の製品検査の職業	960	1,230	1,411	1,008	1,292	1,482
一般機械器具検査工	1,011	1,295	1,485	1,062	1,360	1,560
電気機械器具検査工	961	1,231	1,413	1,010	1,293	1,484
製図工	1,083	1,387	1,592	1,138	1,457	1,672
フォークリフト運転作業員	1,045	1,338	1,536	1,098	1,405	1,613
陸上荷役・運搬作業員	1,082	1,386	1,591	1,137	1,456	1,671
倉庫作業員	1,031	1,320	1,515	1,083	1,386	1,591
荷造作業員	976	1,251	1,436	1,025	1,314	1,508
ビル・建物清掃員	953	1,221	1,400	1,001	1,283	1,470
その他の清掃の職業	1,083	1,387	1,592	1,138	1,457	1,672
製品包装作業員	927	1,188	1,363	974	1,248	1,432
その他の包装の職業	917	1,174	1,348	963	1,233	1,416
選別作業員	1,007	1,290	1,481	1,058	1,355	1,556
軽作業員	1,017	1,303	1,495	1,068	1,369	1,570
他に分類されない運搬等	998	1,279	1,467	1,048	1,343	1,541

【別表3】 比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額（山口）

(円)

	一般労働者の平均的な賃金の額			左記に退職金を合算した場合の額 (+5%)		
	0年	3年	10年	0年	3年	10年
その他の一般事務の職業	1,043	1,336	1,534	1,096	1,403	1,611
軽作業員	1,035	1,326	1,522	1,087	1,393	1,599

【別表3】 比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額（佐賀）

(円)

	一般労働者の平均的な賃金の額			左記に退職金を合算した場合の額（1.05%）		
	0年	3年	10年	0年	3年	10年
その他の一般事務の職業	997	1,277	1,465	1,047	1,341	1,539
データ入力係員	956	1,225	1,405	1,004	1,287	1,476
その他の製品検査の職業	934	1,196	1,372	981	1,256	1,441
フォークリフト運転作業員	1,016	1,301	1,493	1,067	1,367	1,568
陸上荷役・運搬作業員	1,052	1,348	1,547	1,105	1,416	1,625
倉庫作業員	1,002	1,284	1,473	1,053	1,349	1,547
荷造作業員	949	1,216	1,396	997	1,277	1,466
製品包装作業員	901	1,155	1,325	947	1,213	1,392
他に分類されない運搬等	970	1,243	1,427	1,019	1,306	1,499